

雇児発 0210 第 2 号
平成 27 年 2 月 10 日

都道府県知事
各 指定都市長 殿
中 核 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行に伴い、平成 27 年 2 月 10 日に、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年 2 月 10 日厚生労働省令第 17 号）を制定し、本日公布されたところである。

その改正の内容は下記のとおりであり、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の要点及び趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）（以下「整備法」という。）の改正により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正され施行されることに伴い、保育所及び家庭的保育事業等の認可基準並びに地域子ども・子育て支援事業に係る届出事項等を規定したものである。

※ なお、新制度の施行前に地方自治体は子ども・子育て支援法及び就学前

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 404 号）第 3 条に基づき、条例の制定等の必要な準備行為が行うことができることとなっている。

2. 主な改正点について

- (1) 一時預かり事業について（児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）第 1 条の 8、第 36 条の 35 及び第 56 条）

新制度の施行後は、一時預かり事業が以下に規定する 5 つの類型に再編されることとなり、それに伴い一時預かり事業の実施場所として幼稚園、認定こども園等を追加したもの。

また、事業実施の際の基準について、改正省令第 36 条の 35 及び第 56 条に規定する通り、新制度の施行後は、一時預かり事業が原則として以下 (i) ~ (V) の 5 類型に再編されることとなる。

- (i) 一般型（第 36 条の 35 第 1 号）
- (ii) 幼稚園型（同条第 2 号）
- (iii) 余裕活用型（同条第 3 号）
- (iv) 居宅訪問型（同条第 4 号）
- (V) 地域密着 II 型（第 56 条）

- (2) 事業所内保育事業を行う施設を設置する組合について（改正省令第 1 条の 32 の 2）

整備法による改正後の児童福祉法（以下「法」という。）第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定された事業所内保育事業は、改正省令第 1 条の 32 の 2 第 1 項に掲げる組合の構成員の監護する乳幼児又はその他の乳幼児の保育を実施する施設において、保育を行う事業をいう。

- (3) 病児保育事業について

- ① 病児保育事業を行う施設について（改正省令第 1 条の 32 の 3）

法第 6 条の 3 第 13 項に病児保育事業が規定された病児保育事業を行う施設として、小規模保育事業等の用に供する施設等を定めるもの。

- ② 病児保育事業に係る届出事項について（改正省令第 36 条の 38 及び第 36 条の 39）

法第 34 条の 18 の改正により、国及び都道府県知事以外の者が病児保育事業を行う際には都道府県知事に届け出ることにより行うことができる旨規定された。この改正に伴い、改正省令において、事業の種類及び内容等の届出に必要な事項を規定したもの。

(4) 子育て援助活動支援事業について（改正省令第1条の32の4）

法第6条の3第14項に子育て援助活動支援事業が規定されたが、当該事業の実施について定めるもの。

当該規定において、市町村又はその委託を受けた者が、子育て援助活動支援事業を行う場合は、

① 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと

② 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援することのいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下「援助希望者」という。）からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うものとされたこと。

(5) 保育士試験の合格科目免除期間の延長について（改正省令第6条の11）

保育士試験の科目のうち前年又は前々年に合格した科目がある者について、一定の要件の下（※）試験科目の一部を免除することができる期間の延長をしたもの。

（※）一部の科目に合格した日の属する年度の翌々年度までの間に、保育所等で保育に従事する職員として1年以上かつ1440時間以上の勤務経験を有する者については、合格科目免除期間を1年間延長し、さらに次の年度までの間に、2年以上かつ2880時間以上の勤務経験を有する者については、合格科目免除期間を2年間延長する。

(6) 利用調整について（改正省令第24条）

子ども・子育て支援新制度では、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。その際には、当該認定を受けた子どもに係る保育の必要性の程度や当該子どもの家族等の状況を勘案して、市町村は関与・調整を行うこととすることを規定したもの。

なお、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関しての具体的な取扱いについては、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成26年府政共生第98号・雇児発0203第3号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）厚生労働省雇用均等・児童家

庭局長連名通知) を踏まえご対応いただきたい。

(7) 放課後児童健全育成事業に係る届出事項について(改正省令第36条の32の2及び第36条の32の3)

改正法第34条の8第2項の改正により、児童福祉法に基づき、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う際には市町村長に届け出ることにより行うことができる旨規定された。この改正に伴い、改正省令において、事業の種類及び内容等の届出に必要な事項を規定するもの。

(8) 保育所の認可等について

① 認可申請等の際の添付すべき書類について(改正省令第36条の36、第36条の37及び第37条)

法において、家庭的保育事業等は届出事業から市町村の認可事業となったため、認可に際して添付すべき書類を定めるとともに、申請時点から「名称、書類及び位置」等に変更があった場合に、事業者に対して市町村長への届出義務を課すことを規定したものの。

② 欠格事由に係る省令事項について(改正省令第36条の36の2から第36条の36の4まで、第37条の2及び第37条の3)

法第46条第1項(家庭的保育事業等にあつては法第34条の17第1項)その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となった事実等に関して当該保育所の設置者等が有していた責任の程度を、都道府県知事等が確認した結果、当該保育所の設置者等が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合については、法第35条第5項第4号ニ(家庭的保育事業等にあつては法第34条の15第3項第4号ニ)において保育所等(保育所及び家庭的保育事業等をいう。以下②から④までにおいて同じ。)の認可の申請者の欠格事由に当たらないことを規定したものの。

※ 法第35条第5項第4号ホただし書においても同様。(家庭的保育事業等にあつては、法第34条の15第3項第4号ホただし書においても同様)。

③ 設置認可の際の市町村長への事前協議について(改正省令第37条の4)

法第35条第7項では、都道府県知事が保育所の設置認可をしようとするときは、あらかじめ、当該認可申請に係る保育所が所在する市町村長に協議しなければならないとされている。

この事前協議は、保育所の設置認可をしようとする都道府県知事が改正

省令第 37 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書類を、市町村長へ提出しておこなうものであることを規定したものの。

④ 認可しないことができる場合について（改正省令第 36 条の 36 の 5 及び 37 条の 5）

子ども・子育て支援新制度では、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとする。とされた。

ただし、当該地域の利用定員の総数が子ども・子育て支援事業支援計画において定める必要利用定員総数に既に達しているまた超える場合には、認可しないことができることを規定したものの。

(9) 市町村整備計画について（改正省令第 40 条及び第 41 条）

新制度の施行後は、施設整備支援を施設の減価償却費の一定割合に相当する額を給付に組み込むことを基本としているが、現在の待機児童の状況を踏まえると、当面の緊急的な基盤整備の必要性に対応するため、市町村の自主性に基づく計画的整備が必要である。そのため、各市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）の実施に要する経費に充てる費用を交付金により補助できることが、法に規定された。

改正省令では、市町村整備計画に掲げる事項として、当該市町村整備計画の区域等を規定したものの。

(10) 届出対象外施設について（第 49 条の 2 及び第 57 条）

法第 34 条の 15 において家庭的保育事業等が認可事業として規定されたことに伴い、本条から家庭的保育事業に係る規定を削除し、加えて整備法の改正に伴う用語の整理を行うもの。

※ なお、平成 27 年 4 月から新制度が施行され、同制度においては居宅訪問型保育事業が新たに市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられたことに伴い、新制度施行以降は 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の認可外保育施設は原則として届出が必要とされている。

一方、認可外の居宅訪問型保育事業者は都道府県において対象となる事業者が把握されていない場合が多いこと、多くの事業者の届出が 4 月に集中し新制度の施行に支障を来す可能性があること等から、認可外の居宅訪問型保育事業者の届出については、今般、「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ」を受けた所要の整理を行う予定の平成 28 年 3 月 31 日までの間、都道府県が必要と認め

る場合にあっては、1日に保育する乳幼児について都道府県が定める数以下の事業者を届出対象外とすることができるよう第57条に読替規定を設けている。

(11) 様式の改正について（改正省令第6条の7、第20条及び第49条）

整備法の改正により、質問等の規定が改正され、病児保育事業等について適用されることとなったことに伴い、当該質問等の際に職員自らの権限を証する書類として、各事業の質問等にして証票を携帯する必要があることとなった。その証票に関して、所要の整備を行うもの。

なお、経過措置としてこの省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすことができる。加えて、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

(12) その他所要の規定等の整理（改正省令目次、第1条の2の3、第1条の7、第18条の32、第36条、第38条、第42条、第50条の2及び第50条の3）

整備法の改正に伴い、関係条項の用語の整理等の所要の規定の整備を行うもの。

3. 施行期日について

整備法の施行の日（平成27年4月1日）

ただし、第7条の9、第7条の28及び第13号様式の改正規定は、公布の日。

本件担当：（下記以外）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線2132

FAX：03-3595-2674

（子育て援助活動支援事業関係）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

TEL：03-5253-1111（代表）内線7852

FAX：03-3502-6763

（放課後児童健全育成事業関係）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

TEL：03-5253-1111（代表）内線7816

FAX：03-3595-2672